

## たつの市水道事業所技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区分   | たつの市 |        |           |           | 民間          |      |          | A／B |
|------|------|--------|-----------|-----------|-------------|------|----------|-----|
|      | 職員数  | 平均年齢   | 平均給料月額    | 平均給与月額 A  | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 B |     |
| 水道職員 | 9 人  | 46.3 歳 | 311,600 円 | 344,986 円 | —           | — 歳  | — 円      | —   |

※「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均です。

※「平均給与額」とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※職種と民間職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

#### (2) 年齢別職員数

| 区分   | 20歳 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
|      | 未満  | ～       | ～       | ～       | ～       | ～       | ～       | ～       | ～       | ～       | ～       | 以上    |
| 水道職員 | 0 人 | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 4 人     | 0 人     | 2 人     | 0 人     | 1 人     | 2 人     | 0 人   |

#### (3) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

行政職給料表(二)適用

##### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

| 手当の種類  | 支給基準   | 支給額             |                              |
|--------|--|-----------------|------------------------------|
| 待機手当   | 正規の勤務時間外において緊急出動に備え待機を命ぜられた者<br>(1回5人以内ただし特別の場合は、増員することができる) | 甲番1回            | 300円<br>(週休日、休日は、5割増)        |
|        |  | 乙番1回            | 150円<br>(週休日、休日は、5割増)        |
| 緊急出動手当 | 時間外に緊急出動を命ぜられ現場作業に従事した者                                      | 1回              | 450円<br>(午後10時以降に及ぶときは、650円) |
| 主任手当   | 統括主任、検針主任及び主任の職にある者で現場業務に従事する者                               | 統括主任、検針主任<br>月額 | 3,000円                       |
|        |  | 主任 月額           | 1,500円                       |

##### ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職の給与については、平成17年10月の合併時において、給料表、諸手当の見直しを行っています。また、合併後生じていた給料格差についても、新た市の昇格基準に基づき再計算し格差是正を行っており、給与の適正化に努めています。

さらに、職員数についても、たつの市職員定員適正化計画を策定し、行政組織の見直しや民間委託の推進、退職者の不補充等により、削減を図っています。

今後は、市広報誌やホームページ等により情報の提供を図りながら、市民サービスが低下しないよう配慮しつつ、適正化に向けた取組みを推進していきます。

## 3 具体的な取組内容

### ○ 給料表

国家公務員の行政職給料表(二)に準じた給料表に変更した。【平成17年10月】

給与構造の見直しにより給料水準を平均1.2%引き下げた。【平成18年4月】

給与構造の見直しにより給料水準を平均0.2%引き下げた。【平成21年12月】

給与構造の見直しにより給料水準を平均0.19%引き下げた。【平成22年12月】

給与構造の見直しにより給料水準を平均0.23%引き下げた。【平成23年12月】

### ○ 諸手当

#### ・通勤手当

国家公務員の基準に準じて、距離区分、支給額を見直した。【平成17年10月】

#### ・住居手当

国家公務員の基準に準じて、持ち家に係る住居手当を廃止した。【平成21年12月】

#### ・期末手当

国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成21年12月】

#### ・勤勉手当

国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成17年10月】

国家公務員の基準に準じて、支給方法を見直した。【平成21年12月】

#### ・地域手当

調整手当5%を地域手当として3%に減額した。【平成18年4月】

廃止した。【平成20年4月】

## 4 その他

技能労務職員の採用方針としては、原則採用は行わず、専門性の高い職に限り退職者を補充します。

また、業務委託などの民間委託を積極的に推進し、簡素で効率的な企業経営に努めています。